

平成29年度 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会

日 時：平成29年10月24日（火）18:00～20:00

場 所：県庁5階子ども生活福祉部会議室

・・・ 会 次 第 ・・・

1 開 会

2 議 事

(1)新・沖縄県発達障害者支援体制整備計画について（事務局）（15分）

①概要説明

②新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画第4章関係事業所等一覧の報告

(2)発達障害者支援センターの主な取組について（がじゅま～る）（30分）

①発達障害者支援センターの平成28年度支援実績概要について

②ペアレントプログラムの普及について

③新サポートノートえいぶるの普及について

3 質疑・応答 （各委員）（65分）

4 閉会

・・・ 配布資料一覧 ・・・

(1) **資料1** 会次第等

(2) **資料 2-①** 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画数値目標及び主な実績一覧

(3) **資料 2-②** 第4章「新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」関係事業一覧

(4) **資料3** 沖縄県発達障害者支援センター平成28年度支援実績概要

(5) **資料4** ペアレントプログラム及び新サポートノートえいぶる普及状況について

(6) **参考資料** 新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画

沖縄県発達障害者支援体制整備委員会委員名簿

任期:平成27年12月2日～平成29年12月1日まで(2年間)

| 分野 | 氏名 | 所属・職名 | 任期 |
|-------|--------|---|----------------------------|
| 医療 | 城間 直秀 | 医療法人愛燦会 発達神経クリニック プロップ院長 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 福祉 | 大城貴子 | 社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会 沖縄中部療育医療センター 言語聴覚士 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 福祉 | 岡崎綾子 | ペアトレ研究会 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 保健 | 兼次 順子 | 西原町福祉部健康支援課 母子保健係 主査 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 教育 | 崎濱朋子 | 読谷村立 古堅小学校 校長 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 学識経験者 | 城間 園子 | 琉球大学教育学研究科 高度教職実践専攻(教職大学院) | 平成28年10月24日 ～平成29年12月1日 |
| 労働 | 中村淳子 | 社会福祉法人名護学院 障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム センター長 | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| 当事者関係 | 仲村磨美 | 南部地区発達支援研究会“すくらむ” | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| その他 | 佐久川 博美 | 沖縄県発達障害者支援センター専属講師 沖縄県義務教育課スクールカウンセラー | 平成27年12月2日～ 平成29年12月1日 |
| その他 | 高良 幸伸 | 沖縄県発達障害者支援センターがじゅま～る 施設長 | 平成28年10月24日 ～平成29年12月1日 |

沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）の支援のあり方について意見等を聴取する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の発達障害児（者）の支援計画に関すること。
- (2) 県内の発達障害児（者）の支援体制の整備に関すること。
- (3) 発達障害児（者）に対する住民の理解の促進に関すること。
- (4) その他発達障害児（者）支援のための関係機関・団体との連携に関すること。

(構成員)

第4条 委員会は、委員15名以内で、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

- 2 前項の規定を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあつては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

(会合の開催)

第6条 委員会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 委員会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は、委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員会の委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は子ども生活福祉部長が定める。

附 則

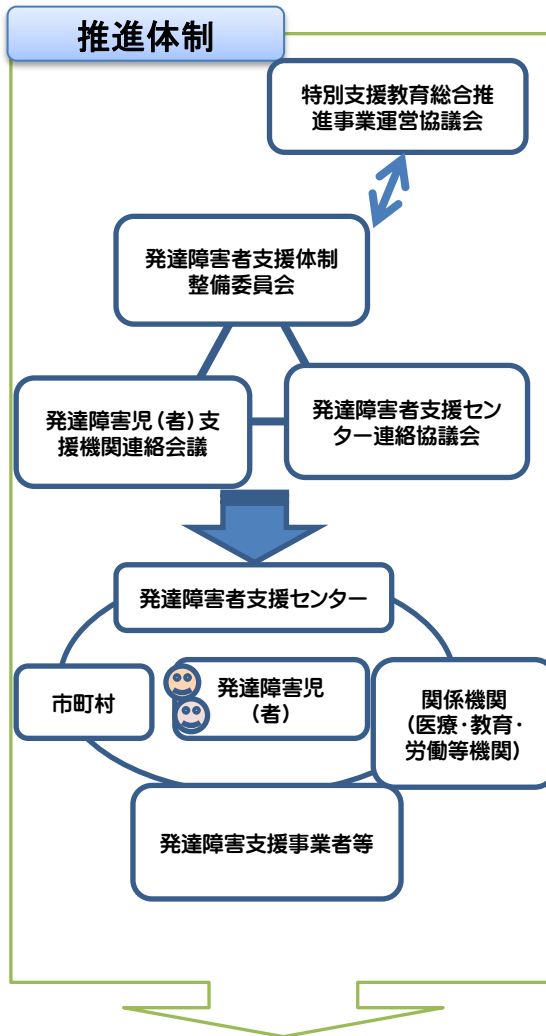
この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画の概要

推進体制



途切れのない支援の提供
地域支援体制の構築

計画期間

平成26年度から平成30年度まで

基本方針

- ・全てのライフステージにおいて、関係者が連携し、必要な支援を継続的に提供できる体制の整備
- ・県や市町村等それぞれの立場で求められる役割を明確化
- ・沖縄県発達障害者支援センターを中核機関とし、各圏域ごとに関係機関等が協力し支援体制を整備（地域支援体制の構築）

計画の評価等

- ・数値評価を明示し（第3章の数値目標等）、第4章の事業一覧でそれ以外の事業と合わせて、支援機関連絡会議等で計画の進捗状況を取りまとめ、意見を聴取
- ・支援機関連絡会議等での取りまとめを、毎年度委員会に報告し、進捗状況の評価を実施
- ・評価は、次年度以降の計画の実施事業の中に反映

5つの重点項目

- ①早期発見、早期支援体制
- ②相談支援及び発達支援、関係機関との連携
- ③成人期・就労支援
- ④医療機関のネットワークの構築と医療体制
- ⑤情報発信・普及啓発等

計画の推進体制

【支援拠点】

- 発達障害者支援センター「がじゅま〜る」

【3つの会議】

- ① 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会
- ② 沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議
- ③ 発達障害者支援センター連絡協議会



新・沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画の推進体制

